



福島医発第88号（地）

平成28年4月9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

インターネット等の情報通信機器を用いた診療
（いわゆる「遠隔診療」）を提供する事業について

標記の件につきましては、平成27年8月27日付け福島医発第1445号（地）にて、平成9年12月24日付厚生労働省通知により示された取り扱いの明確化がなされているところです。

今般、厚生労働省医政局医事課長より日本医師会を通じて、インターネット等を利用して患者に医師の診察を受けさせる事業に関して、東京都からの照会に対する回答につき周知方依頼がありましたので、ご連絡いたします。

同回答では、「電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診療を行うものである場合」、また「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合」は、当該事業を行う者は無診察治療を禁止した医師法第20条に違反するものと解してよろしいかとの問いに対し、「貴見のとおり。」と回答されております。

また、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長宛文書では、遠隔診療を行うに当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」に基づき、個人情報の管理をはじめとして、医療情報の安全管理を適切に行うことが重要とされるとともに、関係機関等に対する周知及び適切な指導等が要請されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療情報システム担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長
中 川 俊 男



公益社団法人 日本医師会常任理事
石 川 広 己



インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）を
提供する事業について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）につきましては、平成 2 7 年 8 月 1 0 日付厚生労働省医政局長事務連絡（平成 2 7 年 8 月 2 8 日付（地 I 162）により貴会に送付済）をもって、平成 9 年 1 2 月 2 4 日付厚生労働省通知により示された取り扱いの明確化がなされているところであります。

今般、厚生労働省医政局医事課長より本会に対し、インターネット等を利用して患者に医師の診察を受けさせる事業に関して、東京都からの照会に対する回答につき周知方依頼がありました。

同回答では、「電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診療を行うものである場合」、また「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合」は、当該事業を行う者は無診察治療を禁止した医師法第 2 0 条に違反するものと解してよろしいかとの問いに対し、「貴見のとおり。」としております。

また、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長宛文書では、遠隔診療を行うに当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」（平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日（広情 56）により貴会に送付済）に基づき、個人情報の管理をはじめとして、医療情報の安全管理を適切に行うことが重要とされるとともに、関係機関等に対する周知及び適切な指導等を要請しております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等や関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

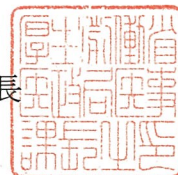


医政医発0318第7号

平成28年3月18日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医事課長



インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
を提供する事業について

平成28年3月14日付けで東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長より別添1をもって照会のあった件について、別添2のとおり回答し、別添3のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知しております。

貴職におかれても、本件について御了知の上、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願いいたします。



別添 1

27 福保医人第 2663 号

平成 28 年 3 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長



インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
を提供する事業について（照会）

春陽の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）の取扱いにつきまして
は、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月
24 日付健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）において示され、また、情報
通信機器の開発・普及の状況を踏まえ、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔
診療」）について」（平成 27 年 8 月 10 日付厚生労働省医政局長事務連絡）によりそ
の明確化がされているところです。

先般、遠隔診療に関して、都内自治体から貴課宛照会した旨の情報を把握している
ところですが、標記の件につきまして、改めて下記のとおり照会いたしますので、公
務御多忙とは存じますが、正式に御回答いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

最近、インターネット等を利用して患者に医師の診察を受けさせる事業を行う事業
者が現れている。

このような事業者の中には、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等
の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行い、対面診療を行わず遠隔
診療だけで診療を完結させることを想定した事業を提供しているところもある。

遠隔診療の取扱いについては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
について」（平成 9 年 12 月 24 日付健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）に
おいて示されているところ、当該事業が電子メール、ソーシャルネットワーキングサ
ービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うものである場合
は、同通知中「1 基本的考え方」における「直接の対面診療に代替し得る程度の患
者の心身の状況に関する有用な情報」が得られないと考えられる。

また、当該事業が対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合は、当該診療は、同通知中「1 基本的考え方」における「直接の対面診療を補完するものとして」行われておらず、同通知中「2 留意事項(3)」における「直接の対面診療と適切に組み合わせられ」た診療が行われていない。

このような場合は、当該事業を行う者は、無診察治療を禁止した医師法（昭和23年法律第201号）第20条に違反するものと解してよろしいか。

【照会元】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許係 吉田
電話番号：03-5320-4434（直通）

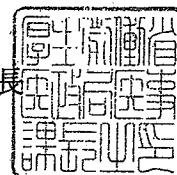
別添 2

医政医発 0318 第 5 号

平成 28 年 3 月 18 日

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）を提供
する事業について（回答）

平成 28 年 3 月 14 日付け 27 福保医人第 2663 号をもって照会のあった件について、
下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

医政医発 0318 第 6 号

平成 28 年 3 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

インターネット等の情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）
を提供する事業について

平成 28 年 3 月 14 日付けで東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長より別添 1 をも
って照会のあった件について、別添 2 のとおり回答しております。

また、遠隔診療を行うに当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライ
ン・第 4. 2 版」（平成 25 年 10 月厚生労働省公表）に基づき、個人情報の管理をはじめ
として、医療情報の安全管理を適切に行っていただくことが重要です。

貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係機関、
関係団体等に対する周知及び適切な指導等をお願いします。